

## 【論点2】非継続事業の区分表示の導入に関する論点

**背景**

- 当委員会のプロジェクト計画表（本年9月2日付）において、財務諸表の表示に関し、「包括利益、非継続事業等」について2010年第1四半期に基準公表（2009年第4四半期に公開草案公表）というスケジュールを提示している。
- 本年7月公表の「財務諸表の表示に関する論点の整理」（参考資料（1））に対するコメントでは、非継続事業に関連する損益を損益計算書上で区分表示することに賛成する意見や国際的な会計基準の動向に合わせて慎重に検討すべきだが区分表示は有用であるとする意見が大部分であった（参考資料（2））。

**検討事項**

## 1. 非継続事業の区分表示の導入

## (1) 非継続事業に関連する損益の表示を導入すべきかどうかについて

論点整理第48項では、国際的な会計基準の取扱いも踏まえ、財務諸表利用者に対し、継続する事業についての将来キャッシュ・フローの予測に資する情報と、近い将来に予定されている事業の廃止が今後も継続する事業に与える影響についての情報とを提供することができると考えられるため、我が国においても非継続事業に関連する損益の区分表示を導入する方向性を示している。

これに対して寄せられたコメントにおいても、国際的な比較可能性を高めるコンバージェンスの観点や投資家の将来予測に資するという情報の有用性の観点から賛成する意見が多く、国際的な会計基準の動向に留意すべきという意見も含めると、多くのコメントが区分表示の導入の方向性を支持していることから、**非継続事業に関連する損益の表示の導入を行うこととしてはどうか。**

## (2) 区分表示か注記表示かについて

非継続事業に関連する損益の表示箇所としては、次の2つが考えられる。

- 1案 損益計算書本体において非継続事業に関連する損益を区分して表示する方法
- 2案 損益計算書本体ではなく注記において非継続事業に関連する損益を表示する方法

2案を支持する意見には、国際的な会計基準のように区分表示の対象となる非継続事業の定義に一定の要件を設けるとすれば、実際に廃止が予定されている事業のうち、損益計算書本体では要件を満たす一部の事業の損益のみが開示されることになるため、こうした取扱い（1案）よりも注記として開示する方が適当であるという考え方（論点整理第49項ただし書き）があり、論点整理に対するコメントにも、セグメント情報での注記等の注記に

おける開示を支持する意見が複数あった。

論点整理に寄せられた賛成意見の多くは、損益計算書における区分表示を前提として支持しており、また、現在審議が進められている IASB 及び FASB の共同プロジェクトにおいても、注記ではなく包括利益計算書本体における区分表示を維持することが暫定合意されていることから現行の国際的な会計基準と同様の 1 案が考えられるが、**IASB 及び FASB の共同プロジェクトの動向も踏まえて、今後の開示のあり方を含めて継続して検討することとしてはどうか。**

論点整理 49.

この場合、どのように当該非継続事業を定義することが適当なのかについては、現在審議が進められている IASB 及び FASB の共同プロジェクトの検討状況も参考に、引き続き検討する。ただし、現行の IFRS 第 5 号や IFRS 第 5 号改訂案及び SFAS 第 144 号改訂案のように、非継続事業の定義として、これに該当する企業の構成単位の規模に一定の要件を設けるとすれば、実際に廃止が予定されている事業のうち、要件を満たす一部の事業の損益のみが非継続事業に関連する損益に区分されることとなる。こうした取扱いを導入するよりも、損益計算書においては非継続事業に関連する損益を区分せず、非継続事業とされた企業の構成単位の損益等の情報を注記するという取扱いの方が適当ではないかという意見もある。

## 2. 非継続事業の定義

### (1) 論点整理のコメントについて

論点整理第 49 項では、非継続事業の定義については、現在審議が進められている IASB 及び FASB の共同プロジェクトの検討状況も参考として検討するものとしていたが、論点整理に寄せられたコメント（参考資料（2））には、次のような意見があった。

- ① IFRS 第 5 号改訂案の「事業セグメント」、「取得時に売却目的保有分類とされる事業」のいずれかの要件を満たすとする定義を支持する意見
- ② 量的基準による集約後の「報告セグメント」を基礎とすることを支持する意見
- ③ マネジメントが営業活動の戦略的な転換を行うかどうかを基礎とすることを支持する意見

このうち論点整理第 42 項に示した IFRS 第 5 号改訂案に記載の 2 要件が適切とする①の意見が多く、②及び③の意見は少数であった。

### (2) IASB 及び FASB の共同プロジェクトの状況について

10月の共同会議のAPにおいて、非継続事業の定義において何を出発点にするかについては、次のような選択肢が示されている。

- 現行 IFRS 第 8 号「事業セグメント」及び米国会計基準の Topic 280「セグメント別報告」（従来の SFAS 第 131 号「企業のセグメント及び関連情報に関する開示」）における「事業セグメント」
- 現行 IFRS 第 5 号及び Topic205「財務諸表の表示」（従来の SFAS 第 144 号「長期性資産の減損又は処分の会計処理」）における「企業の構成単位」
- 上記 2 つのハイブリッド
- 現行 IFRS 第 3 号「企業結合」及び Topic805「企業結合」（従来の SFAS 第 141 号「企業結合」）における「事業」

⇒（参考）「2009 年 10 月 IASB/FASB 合同会議での暫定決定」を参照

IASB 及び FASB の共同プロジェクトにおいては、上記の定義を出発点として、さらに「重要性」の規準を含めるべきか、また、「継続的関与」の規準を含めるべきかが議論されており、今後も継続して検討することとされている。

### (3) 非継続事業の定義の検討の方向性

我が国において非継続事業に関連する損益の区分表示を導入するとした場合、国際的な比較可能性を高めるコンバージェンスの観点から、IASB 及び FASB の共同プロジェクトにおける検討の進行状況を適時に考慮することが必要であるため、**今後継続して検討することとしてはどうか。**

### (4) 重要性及び継続的関与について

非継続事業の定義について、当初の出発点として上記のいずれかとなるとした場合、さらに何らかの重要性の規準や継続的関与の規準を含めるかどうかについては、論点整理に対するコメントも少ないことから、IASB 及び FASB の共同プロジェクトにおける検討の進行状況を踏まえ**今後継続して検討することとしてはどうか。**

## 3. 非継続事業の税引後損益の表示方式

### (1) 非継続事業に関連する損益の範囲について

区分表示の対象とする非継続事業に関連する損益として、当該非継続事業に係る税引後損益以外にどこまでの範囲の損益を含めるかに関する論点がある。IFRS 第 5 号及び Topic205「財務諸表の表示」では、①非継続事業の税引後損益及び②非継続事業を構成する資産及び処分グループを公正価値から売却費用控除後の金額で測定したこと又はこれら

を処分したことによって認識した税引後損益の合計額を開示する（論点整理第34項及び第41項）。この②の金額は、論点3で検討する売却目的保有の非流動資産及び処分グループの区分表示に関連するものであるので、本論点も論点3と併せて検討することが考えられる。

(2) 税引後損益の表示方式について

非継続事業に関連する損益の表示方式については、次のような取扱いが考えられる。

<1案 税引前損益と税金費用を含めて区分表示する方式>

現行IFRS第5号では、税引後損益のみを区分表示する方法（2案）だけでなく、税引前損益と税金費用も含めて区分表示する方法もあり、米国会計基準の開示例においてもこの表示方法が示されている。（論点整理第36項、第40項等参照）

<2案 税引後損益のみを区分表示する方式>

現行IFRS第5号では、税引後損益のみを区分表示し、税引前損益及び税金費用は注記とする方法が認められている。（論点整理第36項参照）

<3案 選択肢としていずれも認める方法>

非継続事業に関連する損益については、その収益及び費用を個別の科目毎に開示する有用性は乏しいと考えられ、論点整理では税引後損益を単一の金額で表示する方向（2案）で検討することが考えられるとしていたが（論点整理第50項参照）、内訳情報の注記に税引前損益及び税金費用を含めた場合の表示方法等についても検討する必要があり、論点整理に対するコメントもなかったことから、**今後継続して検討することとしてはどうか。**

**（参考）2009年10月IASB/FASB合同会議での暫定決定<sup>1</sup>**

両審議会（IASB/FASB）は、非継続事業の定義を議論した。両審議会は、IFRS第5号「売却目的保有の非流動資産及び非継続事業」における非継続事業の定義をコンバージェンスされた定義として採用する選択肢を検討するために、スタッフに当該基準を分析することを指示した。さらに、両審議会は、IFRS第5号及びFASBによる会計基準コード化（FASB-ASC）Topic205「財務諸表の表示」（従来のSFAS第144号「長期性資産の減損又は処分の会計処理」）に定められている開示を分析し、コンバージェンスされた開示の提案を開発することを指示した。

**IFRS第5号における非継続企業の定義：**

31. 企業の構成単位とは、企業の他の部分から営業上及び財務報告目的上明確に区別できる事業及びキャッシュ・フローをいう。言い換えると、企業の構成単位は、使用目的で保有されている間は、単一の資金生成単位、又は資金生成単位のグループとなる。
32. 非継続事業とは、すでに処分されたか又は売却目的保有に分類されている企業の構成単位で、次のいずれかに該当するものである。
  - (a) 独立の主要な事業分野又は営業地域を表す。
  - (b) 独立の主要な事業分野又は営業地域を処分する、統一された計画の一部である。
  - (c) 転売のみのために取得した子会社である。

以 上

---

<sup>1</sup> 2009年10月29日にFASBウェブサイトに掲載されたSUMMARY OF BOARD DECISIONSの仮訳である。